

申立時に必要な郵便切手の一覧表(家事審判)

釧路家庭裁判所本庁版(令和5年10月現在)

釧路管内支部及び出張所においては、各庁の実情に応じて変更している部分がありますので、釧路家庭裁判所本庁以外に申し立てる場合は、各庁にお問い合わせください。

また、手続関係者の人数や個別の申立ての内容などによって、増額又は減額して提出していただくことがあります。

家事審判の申立て						
成年後見制度に関する審判の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
後見開始の審判	2	9	11	1	9	2,964
保佐開始の審判	4	10	12	1	10	4,158
補助開始の審判	4	10	12	1	10	4,158
任意後見監督人選任	2	4	11	1	3	2,404
成年後見人(保佐人、補助人)選任	2	4	9	1	3	2,236
成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任		3	6	1	4	894
成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可	2	4	9	1	3	2,236
成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可			1			84
特別代理人選任(被後見人のための)			6		4	544
成年後見人(保佐人、補助人)の報酬付与			1			84
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2	1	3		1	1,362
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更			2			168
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可			1			84
行方不明者に関する審判の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
不在者財産管理人選任	2	4	12		7	2,478
不在者の財産管理人の権限外行為許可			1			84
失踪宣告	2	4	15		11	2,770
親子に関する審判の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
未成年後見人選任	2	1	11		1	2,034
未成年後見監督人選任		3	6	1	4	894
子の氏の変更許可(15歳以上)			1	窓口で申立人等が許可の審判書謄本を受領できる場合は、切手不要		84
子の氏の変更許可(15歳未満)			1			84
養子縁組許可			5			420
死後離縁許可	2	1	3		1	1,362
特別養子適格確認(児童相談所長の申立て)	6	3	9		12	4,176
特別養子適格確認(養親となる者の申立て)	8	4	11		15	5,474
特別養子縁組成立	4	2	10		12	3,160
特別代理人選任(遺産分割協議)	子が15歳以上の場合は、84円切手を2枚追加(計8枚)		6		4	544
特別代理人選任(抵当権設定)			6		4	544
親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2	1	11		1	2,034
相続に関する審判の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
相続の放棄の申述(18歳以上)			3	申述人本人が窓口で手続をする場合は、84円切手1枚		252
相続の放棄の申述(18歳未満)			3			252

相続の限定承認の申述			3×相続 人数分			252×相 続人数分
相続の承認又は放棄の期間の伸長			3			252
相続財産清算人の選任	2	1	6		2	1,624
特別縁故者に対する相続財産分与	4	2	7		2	2,808
遺言書の検認			2×相続 人数分	申立人が相続人で ない場合は、84円切 手を1枚追加		168×相 続人数分
遺言執行者の選任			6			504
遺留分放棄の許可			6			504
遺留分の算定に係る合意の許可	事案ごとに異なりますので、家庭裁判所にお問い合わせください。					
保護者選任に関する審判の申立て	500円	100円	84円		10円	合計
保護者選任			3	保護者候補者が申 立人以外の場合 は、1,194円分の切 手を1組と84円切 手を2枚追加		252
保護者の順位の変更及び選任			6	保護者候補者が申 立人以外の場合 は、1,194円分の切 手を1組と84円切 手を2枚追加		504
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
氏の変更許可			1			84
名の変更許可(15歳以上)			1			84
名の変更許可(15歳未満)			1			84
戸籍訂正許可			10	1,194円×当事者人数		840+当事者 人数× 1,194
性別の取扱いの変更	2	1	6		2	1,624
その他	500円	100円	84円	50円	10円	合計
年金分割の割合を定める審判	4	2	9		2	2,976